肥料価格高騰緊急支援補助金交付要綱

令和８年11月５日８農技第553号農政部長通知

（趣旨）

第１　この要綱は、国際情勢や円安の進行等に伴う肥料価格高騰の影響を受けている県内農業経営体に対し、経営負担を軽減し営農の継続を支援するため、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第９号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２　本要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

(1)　肥料費

化成肥料、有機質肥料、堆肥等の購入費用（自ら農業生産に使用したものに限る）で、直近決算書の肥料費に区分されている金額

(2)　決算書

確定申告書、個人の場合は青色申告決算書又は白色申告の収支内訳書、法人の場合は決算報告書等の第３の要件を満たすこと及び第４の対象経費が確認できる書類

法人格を有さない集落営農組織は、総会資料、収支決算書等の第３の要件を満たすこと及び第４の対象経費が確認できる書類

(3)　経費

直近決算書（法人の場合は決算報告書）における農業経費の合計金額

ア　個人の場合は、青色申告決算書の㉟又は白色申告収支内訳書の⑭の金額

イ　法人の場合は、損益計算書の「当期製品製造原価」及び「役員報酬を除いた販売費及び一般管理費」の合計金額

(4) 法人における農業収入

農畜産物販売、農作業受託、農畜産物を原料とする加工品販売、観光農園の運営に係る売上高

（交付対象者）

第３　補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1)　補助金交付申請時点において、次のいずれかに該当していること。

みどり認定者、信州の環境にやさしい農産物認証取得者、有機 JAS 認証取得者、環境保全型農業直接支払交付金における有機農業実践者、エコファーマー制度認定者

(2)　補助金交付申請時点において、長野県内に住所（法人にあっては主たる事業所）を有し、直近（個人の場合は令和７年）の決算書における農業収入が総収入の過半を占めていること。

ア　個人の場合は、確定申告書第一表の収入金額等において、農業の収入金額（㋑）が収入金額等の合計額（総合譲渡（㋕、㋖）及び一時（㋜）に係る金額を除く。）の過半を占めていること

イ　法人の場合（法人格を有さない集落営農組織を含む。）は、農業収入が総売上高の過半を占めていること

(3)　補助金交付申請時点において、長野県内で営農しており、今後も引き続き営農する意思を有すること。

(4)　第４第１項に規定する対象経費が25万円（認定新規就農者は15万円）以上あること。

(5)　長野県税に滞納がないこと。

(6)　次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約すること。

ア　暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という）でないこと

イ　霊感商法、高額献金、過度な勧誘等により社会的に問題視されている団体またはその関連団体でないこと

ウ　前号に掲げる団体または反社会的勢力と、役員の重複、資金の流れ、活動目的の共通性等により、実質的な関係を有すると認められる者でないこと

エ　公共の秩序または善良の風俗に反するおそれがある活動を行う者、またはそれを助長する団体でないこと

（補助金の対象経費及び算定方法）
第４　対象経費は、決算書における肥料費とする。
２　補助金の算定は、以下のとおりとする。
　直近（個人の場合は令和７年）の決算書における前項で定めた対象経費に0.1を乗じた額（当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
３　前項の規定にかかわらず、補助金の交付は１交付対象者につき１回限りとし、150万円を限度とする。

（補助金交付申請）
第５　規則第３条に規定する申請書は、肥料価格高騰緊急支援補助金交付申請書（様式第１号）（以下「交付申請書」という。）によるものとする。
２　補助金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。
(1)　誓約書（様式第２号）
(2)　直近の決算書の写し（就農１年目の認定新規就農者を除く）
(3)　第３第２号関係
　ア　申請者が集落営農組織の場合　規約又は定款
　イ　申請者が法人の場合　定款及び登記簿謄本等主たる事業所がわかる書類
(4)　申請者名義の振込先口座を確認できる書類
(5)　その他知事が必要と認める書類

（交付決定）
第６　知事は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書（様式第３号）または補助金不交付決定通知書（様式第４号）により申請者に通知するとともに、交付決定通知を受けた申請者に補助金を交付するものとする。なお、知事は、交付決定に関して必要な条件を付すことができる。

（交付申請の取下げ）
第７　規則第７条第１項の規定による申請の取り下げは、肥料価格高騰緊急支援補助金交付申請取下書（様式第５号）を当該補助金の交付決定通知を受けた日から、15日以内に知事に提出して行うものとする。

（実績報告）
第８　規則第12条第１項に規定する実績報告は、第５に規定する補助金の交付申請をもってこれに替えるものとする。

（額の確定）
第９　知事は、第５による補助金の交付申請があった場合は、速やかに申請書等を審査し、規則第13条に規定する補助金の額の確定を行うものとする。
　なお、額の確定の通知は、第６に規定する補助金交付決定通知書をもってこれに替えるものとする。

（決定の取消し）
第10　知事は、補助金の交付決定後、第３各号に掲げる要件を満たさないこと~~等~~が判明した場合には、交付決定を取り消すことができる。

（補助金の返還）
第11　知事は、前条の規定による取り消しをした場合において、既に補助金を交付しているときは、返還を命ずるものとする。

（検査及び報告等）
第12　知事は、補助金の適正な支出のため、必要に応じて申請者又は補助金の交付を受けた者に対し、検査、報告その他必要な措置（以下「検査等」という。）を求めることができる。
２　申請者は、検査等の求めがあったときは、これに応じなければならない。
３　第３第１号に規定するみどり認定者及びエコファーマー制度認定者であって、補助金の交付を受

けた者は、令和９年度末までに、認定を受けた環境負荷低減事業活動実施計画に基づく取組の実施状況を様式第６号により知事に報告しなければならない。ただし、該当者が信州の環境にやさしい農産物認証、有機JAS認証又は環境保全型農業直接支払交付金における有機農業の取組の対象となっている場合は、この限りでない。

（関係書類の保管）

第13　補助金の交付を受けた者は、申請に係る証拠書類を整理し、補助金の交付年度の翌年度から起算して５年間保管しなければならない。

附　則

この要綱は、令和８年11月５日から施行する。